

平成28年度「就学援助制度」について（お知らせ）

「就学援助」とは？ →小学生・中学生に **必要な学用品費や給食費などを援助する制度** のことです。

● 就学援助を受けることができる方（対象者）

- 次のどれかに当てはまる保護者
1. 生活保護を受けている（要保護）
 2. 生活保護が停止または廃止になった
 3. 生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯（準要保護）

● 援助される費目

学用品費・通学用品費、給食費、修学旅行費、「学校病」の治療費

※ 一部援助であり、全額援助ではありません。

※ 生活保護世帯は、修学旅行費と「学校病」の治療費のみを援助します。

「学校病」の治療費とは…
 う歯（虫歯）、中耳炎、慢性ちくのう症、アデノイド、トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿かしん（とびひ）、寄生虫病の治療にかか
 る自己負担分

● 申込方法

援助を希望される保護者は、学校の事務室にて申請書類をお受け取りください。そして必要な書類を添えて、以下の受付期間内に **保護者が直接** 学校の事務室へ提出してください。（小中学校それぞれにお子さんがいる場合、小学校へ必要書類一式を提出し中学校には申請書のみコピーして提出してください）

受付期間：平成28年6月1日（水）～平成28年6月15日（水）

※ 期限を過ぎた申請は、認定された場合でも援助額が少なくなります。

※ 継続して就学援助を希望する場合でも、毎年申請が必要です。

※ 就学援助の決定（生活保護世帯以外）は、7月中旬頃を予定しています。

※ 審査のために必要であると判断した場合、下記以外の書類等の提出を求められることがあります。



必要書類	配布場所 交付場所	説明、添付書類など
① 就学援助申請書 （兼同意書・委任状）	各学校 事務室	【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通帳の写し（口座番号・名義の確認のため） ・ 家賃証明書（アパートや借家の場合） （領収書や契約書等、家賃が確認できるものでも可） ・ 世帯員の「固定資産税納税通知書」の写し（持家の場合）（※年税額の確認）
② 収入申告書		児童手当や児童扶養手当、障害年金、仕送り等をご記入ください。 （受給申請中の場合、その旨記入してください） 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 振込通知書や通帳の写し等、受給額や手当額が確認できるもの
③ 所得（課税）証明書 ※平成28年度	市役所 1階 市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「収入」「所得」「控除額」「課税額」が確認できるもの ・ 18歳以上で同居の方は全員分提出してください。 （※住民票が別でも、一緒に住んでいれば同世帯として取扱います） ・ 発行は、平成28年6月1日以降です。 ・ 平成28年1月2日以降に転入された方は、前の市町村よりお取寄せください。
④ 住民票の写し	各市町村	※ 糸満市以外に住民登録がある方のみ提出してください。

● お問い合わせ先



糸満中学校 事務室：新垣 TEL. (994-2030)

糸満市教育委員会 学校教育課 TEL. 098-840-8165

参考資料

※ 平成27年度の援助内容です。

※ 認定者数等の増減に対応するため、援助の内容は年度によって異なります。

費目		小学校	中学校	備考
新入学用品費 (新1年生)		10,000円	15,000円	新1年生で4月認定者に支給。
学用品費	前期	7,000円	12,000円	全学年の認定者に支給。
	後期	7,000円	12,000円	
修学旅行費		10,000円 以内	50,000円 以内	<p>※修学旅行費は、<u>参加後に支給。</u></p> <p>修学旅行前に、全額学校へ支払する必要があります。キャンセル料は対象外です。</p>
給食費		9月分～翌年3月分		4～7月分については、保護者が支払。
医療費		4/1～翌年3/31 診察分 ※「学校病」のみ う歯（虫歯）、中耳炎、慢性ちくのう症、トラコーマ、結膜炎、白せん、アデノイド、寄生虫病（虫卵保有者を含む）		<p>医療券は、病院・薬局ごとに月に1枚必要です。</p> <p>受診前に、医療券を学校（保健の先生）から受け取り受診してください。</p>